

**重要** 原本を提出してください。

○ 所得・課税証明書（原本のみ・コピー不可）

- 申請身分に応じた**家計支持者のもの**を提出してください
  - 申請時において**最新の証明書**を提出してください。
    - 前期申請時 → 令和4年度(令和3年分の証明)
    - 後期申請時 → 令和5年度(令和4年分の証明)
  - 「**収入額**」と「**市・県民税額**」、**各種控除**、**扶養人数**が明記されているものを提出してください。
- ※ 収入（所得）がない方は、収入（所得）がないことを証明するために提出してください。  
 ※ 発行する自治体（市区町村）によって証明する様式や名称が異なりますので、取得の際は十分注意してください。

○ 例1：名古屋市の場合

○ 例2：京都市の場合

- 所得金額や課税額について証明する書類について種類がありますので、間違えないようにしてください。

○ 市・府民税課税証明書【全項目証明】（提出可）

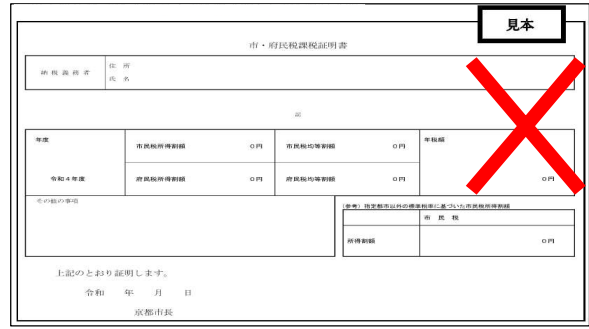
- 所得金額と課税額と控除の内訳の証明
- 所得がない方、市・府民税が課税されていない方で課税資料が提出されていない場合、空白のものが発行されます。  
 （自治体によっては「非課税証明書」という名称のことがあります、京都市の場合は「非課税証明書」という証明書は発行していないようです。

× 市・府民税所得証明書（提出不可）

- 所得金額の証明
- 市・府民税の課税情報の記載がないため不可

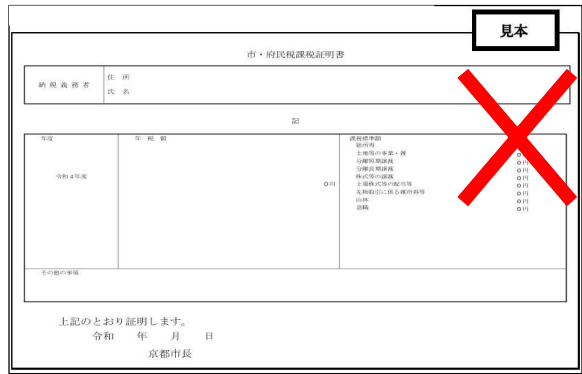
× 市・府民税課税証明書【課税額証明】（提出不可）

- ・ 課税額の証明
- ・ 収入情報の記載がないため不可



× 市・府民税課税証明書【課税標準証明】（提出不可）

- ・ 課税額と課税標準額の証明
- ・ 収入情報の記載がないため不可



○ その他

× 納税証明書（提出不可）

- ・ 課税額の証明ではない
- ・ 収入情報の記載がない

× 給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収額 決定・変更通知書（提出不可）

